

〇つくば市建築物の敷地制限条例施行規則

平成15年3月28日規則第14号

改正 平成17年3月14日規則第10号

平成30年3月23日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくば市建築物の敷地制限条例（平成15年つくば市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(敷地の規模の制限を受けない建築物)

第2条 条例第2条の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 巡査派出所
- (2) 公衆電話所
- (3) 公衆便所
- (4) バス待合所

(敷地の規模の特例許可の申請)

第3条 条例第2条ただし書の規定により許可を受けようとする者は、敷地の規模の特例許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 建築物の配置図
- (3) 建築物の各階平面図
- (4) 敷地平面図（敷地境界線の長さ並びに敷地に接する道路の種類、名称及び幅員を明示したものとする。以下同じ。）
- (5) 敷地面積計算表又は地積測量図
- (6) 土地の登記事項証明書
- (7) 公図の写し

(8) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、条例第2条ただし書の規定による許可をしたときは、敷地の規模の特例許可通知書（様式第2号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（適用除外の敷地の認定の申請）

第4条 条例第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、適用除外の敷地認定申請書（様式第3号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1) 付近見取図

(2) 敷地平面図

(3) 敷地面積計算表又は地積測量図

(4) 土地の登記事項証明書

(5) 公図の写し

(6) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、条例第4条第1項の規定による認定をしたときは、適用除外の敷地認定通知書（様式第4号）に前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（申請の取下届）

第5条 条例の規定により許可又は認定の申請をした者は、市長が当該許可又は認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（敷地台帳及び敷地図）

第6条 条例第5条の敷地台帳の様式は、様式第6号による。

2 条例第5条の敷地図は、許可され、及び認定された敷地となる土地の区域を明示するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に旧茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例施行規則（昭和56年茨城県規則第7号）の規定によりした手続その他の行為は、この規則の相当規定によりした手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年規則第10号）

この規則は、平成30年5月1日から施行する。